

議案第10号

公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例（昭和39年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「条例は」を「条例は、」に、「第9条第12項及び」を「第9条の2第12項において準用する同法」に、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「服務は」を「服務は、」に、「に署名して」を「を提出して」に改める。

第3条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「を除くほか」を「のほか」に、「定めることが出来る」を「別に定める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月22日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

新たに公平委員会委員となった者の服務の宣誓の際の署名を不要とするとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。